日米医学協力計画専門部会内規（合意事項）

平成 29 年４月１日
外務省
文部科学省
厚生労働省
国立研究開発法人日本医療研究開発機構

この内規は、「日米医学協力計画」（昭和 40 年６月１日閣議了解）における研究計画を立案するための専門部会又は部門（以下「部会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）
○　日米医学協力計画に次の部会を置く。
・　抗酸菌症部会
・　コレラ・細菌性腸管感染症部会
・　寄生虫疾患部会
・　急性呼吸器感染症部会
・　ウイルス性疾患部会
・　肝炎部会
・　エイズ部会
・　がん部会
・　栄養・代謝部会
・　免疫部門

（組織）
○　部会は、複数名の部会員により組織するものとする。

（構成）
○　部会員は、学識経験者をもって構成する。

（部会長）
○　部会に部会長を置く。
○　部会長は、前任の部会長の推薦を受け、日米医学協力委員会（以下「委員会」という。）が指名する。
○　部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
○　部会長に事故がある時は、部会長があらかじめその指名する副部会長が、その職務を代理する。

（部会長の任期等）

○　部会長の任期は、３年とする。

○　部会長は、選任の時点において 62 歳を超えないものとする。

○　部会長は、１回に限り再任されることができる。ただし、部会員の総意により余人を持って代えがたいとされた場合は、委員会の了承をもってこの限りではないものとする。

（委員会の指示への対応等）

○　委員会は、アジア地域における疾病に迅速かつ適確に対応するため、該当する部会に対し、実施すべき研究を指示することができる。

○　部会は、その指示を受けた場合、速やかに当該研究を実施しなければならない。

附則

○　この内規は、平成 29 年４月１日から施行する。